
資料編

1 帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会委員名簿

No.	部会役職	氏名	団体名
1	部会長	佐藤 幸宏	社団法人帯広市医師会
2	副部会長	畑中 三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
3	委員	坂本 廣子	社団法人帯広身体障害者福祉協会
4	委員	鈴木 捷三	帯広市町内会連合会
5	委員	佐藤 多佳子	公募
6	委員	佐藤 千恵	十勝社会福祉士連絡協議会
7	委員	眞田 清	特定非営利活動法人肢体不自由児者 サポートセンターぽてとハウス
8	委員	坂村 堅二	特定非営利活動法人 十勝障がい者支援センター
9	委員	白木 喜子	帯広市要約筆記サークルたんぼぼ
10	委員	丸山 芳孝	発達障害者支援道東地域センターきら星

2 帯広市地域自立支援協議会 帯広市障害者計画策定部会委員名

(五十音順)

No.	氏名	団体名
1	片平 修	社会福祉法人慧誠会帯広ケアセンター
2	門屋 充郎	特定非営利活動法人十勝障がい者支援センター
3	眞田 清	特定非営利活動法人肢体不自由児者 サポートセンターぽてとハウス
4	世良田 敏朗	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会
5	高橋 延好	社団法人帯広身体障害者福祉協会
6	畑中 三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
7	村瀬 征志	社会福祉法人帯広福祉協会つつじヶ丘学園

3 第二期帯広市障害者計画策定経過

日 程	内 容 等
平成20年7月23日(木)	帯広市地域自立支援協議会にて、計画策定アンケート内容の意見聴取
平成20年8月25日(月)	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会にて、今後のスケジュールを説明
平成20年8月29日(金)	アンケート調査を発送・配布
平成20年9月23日(火)	アンケート調査締切り
平成20年10月23日(木)	帯広市地域自立支援協議会にて、アンケート結果の報告及び意見聴取
平成21年5月29日(金)	第二期帯広市障害者計画庁内策定委員会(第1回)
平成21年6月19日(金)	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、「障害者理解の促進」について検討(第1回)
平成21年7月16日(木)	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、「生活支援の充実」について検討(第2回)
平成21年8月21日(金)	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、「自立した地域生活支援の充実」について検討(第3回)
平成21年8月27日(木)	帯広市地域自立支援協議会にて骨子(案)について説明
平成21年9月2日(水)	帯広市健康生活支援審議会障害者部会にて、骨子(案)について説明
平成21年9月16日(水)	厚生委員会にて骨子(案)について説明
平成21年11月16日(月)	第二期帯広市障害者計画庁内策定委員会(第2回)
平成21年11月18日(水)	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、原案について説明(第4回) 帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会にて、原案について説明
平成21年11月25日(水)	厚生委員会にて原案について説明
平成21年12月10日(木)	パブリックコメント開始
平成22年1月12日(火)	パブリックコメント終了

4 アンケート調査の主な回答結果

Q. あなたは現在何歳ですか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 0～18 歳	1%	48%	0%
2. 19～29 歳	2%	22%	5%
3. 30～39 歳	3%	17%	15%
4. 40～49 歳	7%	7%	26%
5. 50～59 歳	13%	2%	38%
6. 60～69 歳	22%	2%	14%
7. 70 歳以上	50%	1%	1%
無回答	2%	1%	1%
合計	100%	100%	100%

Q. あなたは将来どのように生活したいですか？

	平成 18 年度	平成 20 年度
1. 一人で生活したい	14%	14%
2. 家族と生活したい	58%	48%
3. 友人と生活したい	2%	1%
4. グループホーム・福祉ホームで生活したい	12%	22%
5. 施設や病院で生活したい	11%	8%
6. その他	3%	3%
無回答	0%	4%
合計	100%	100%

Q. あなたは困ったとき誰に相談しますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 家族や親類	35%	31%	20%
2. 近所の人	3%	2%	2%
3. 民生委員	4%	1%	2%
4. 知人や友人	8%	8%	18%
5. 市役所や保健所・児童相談所	11%	7%	8%
6. 病院の医師や看護師	16%	6%	19%
7. 施設や地域活動支援センターの職員	5%	17%	13%
8. 相談支援事業所の職員	3%	2%	5%
9. 保育所や学校のなどの教職員	1%	14%	1%
10. 親の会などの障害者団体の関係者	2%	6%	3%
11. ボランティア	1%	1%	2%
12. その他	2%	1%	2%
13. 相談できる人がいない	2%	1%	2%
14. 相談する人がわからない	2%	2%	2%
無回答	5%	1%	1%
合計	100%	100%	100%

Q. ノーマライゼーションの考え方が広がっていると思いますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 広がっている	4%	2%	9%
2. 広がってきている	17%	15%	11%
3. どちらともいえない	23%	34%	20%
4. 広がっていない	21%	35%	22%
5. わからない	19%	10%	18%
無回答	16%	4%	20%
合計	100%	100%	100%

Q. ノーマライゼーションの考え方が広がっていないのは、どのようなことからだと思いますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 地域の障害者への理解不足	19%	23%	26%
2. 行政の周知不足	15%	17%	11%
3. 近所の付き合いなど地域社会のつながりが希薄	11%	13%	11%
4. 障害のある人が参加しやすい社会活動の機会	20%	19%	19%
5. 障害のある人を理解する教育の機会	16%	23%	14%
6. その他	1%	1%	4%
無回答	18%	4%	15%
合計	100%	100%	100%

Q. あなたは日常生活の中で障害があることによる差別を感じることはありませんか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. ある	15%	37%	32%
2. ない	41%	13%	27%
3. どちらともいえない	23%	30%	18%
無回答	21%	20%	23%
合計	100%	100%	100%

Q. 現在、悩んでいることはありますか?(介護者への質問)

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 特にない	13%	4%	6%
2. 介助の方法がわからない	1%	1%	1%
3. 対象者との関わり方や接し方	3%	2%	4%
4. 交替できる介助者がいない	4%	6%	2%
5. 身体的な負担が大きい	8%	6%	2%
6. 精神的な負担が大きい	6%	12%	11%
7. 経済的な負担が大きい	8%	9%	11%
8. 自分の時間が持てない	3%	4%	4%
9. 悩みを相談できる人がいない	2%	2%	2%
10. 悩みを共有できる人がいない	2%	2%	4%
11. 家族など周りの人の協力が得られない	1%	3%	2%
12. 自分の健康への不安	15%	16%	15%
13. 将来の不安	12%	27%	20%
14. その他	0%	1%	0%
無回答	22%	5%	16%
合計	100%	100%	100%

Q. あなたは地域で生活していく上で、どのような相談支援体制が必要だと考えますか？(※重複回答あり)

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 地域の身近なところで相談ができる	17%	11%	13%
2. 電話、FAX、メールなどを使って相談ができる	9%	4%	11%
3. いつでも(平日の昼間以外)相談ができる	11%	12%	16%
4. 1か所で用件を済ませることができる窓口がある	18%	16%	13%
5. 障害特性を理解した専門の相談員に相談できる	14%	23%	17%
6. 継続的に相談に応じてくれる人がいる	14%	32%	18%
7. その他	1%	1%	1%
8. わからない	7%	3%	7%
無回答	9%	2%	4%
合計	100%	100%	100%

Q. 悩みを相談するところはどこですか(介護者への質問)?

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 家族や親類	28%	21%	16%
2. 近所の人	1%	1%	4%
3. 民生委員	4%	1%	0%
4. 知人や友人	8%	17%	8%
5. 市役所や保健所・児童相談所	8%	7%	6%
6. 病院の医師や看護師	11%	7%	18%
7. 施設や地域活動支援センター	4%	11%	12%
8. 相談支援事業所の職員	3%	2%	4%
9. 保育所や学校などの教職員	0%	12%	0%
10. 親の会などの障害者団体の関係者	2%	12%	7%
11. ボランティア	1%	0%	4%
12. その他	2%	1%	0%
13. 相談できる人がいない	2%	1%	4%
14. 相談する人がわからない	2%	2%	0%
無回答	24%	5%	17%
合計	100%	100%	100%

5 北海道 入所施設利用者意向調査の主な回答結果

Q. どこで生活したいですか？

	全 道		十勝管内施設	
	人数（人）	比率（％）	人数（人）	比率（％）
1. ちがうところ（施設以外）	3,450	30.1	264	34.5
2. 今いるところ（ここ・施設）	4,037	35.3	333	43.5
不同意・未記入等	3,959	34.6	168	22.0
合計	11,446	100.0	765	100.0

Q. 施設以外にしたのはどうしてですか？（※重複回答あり）

	全 道		十勝管内施設	
	人数（人）	比率（％）	人数（人）	比率（％）
1. 一人でやってみたい	933	13.2	94	15.3
2. 家に帰りたい	1,396	19.8	120	19.5
3. 友達と生活したい	681	9.7	52	8.5
4. 自分の部屋がほしい	1,155	16.4	108	17.6
5. 結婚したい	697	9.9	63	10.2
6. 仕事をしたい	1,067	15.1	96	15.6
7. やりたいことがある	527	7.5	35	5.7
その他	594	8.4	47	7.6
合計	7,050	100.0	615	100.0

6 用語解説

用 語	解 説
医療保護入院	精神保健指定医の診察の結果、「精神保健福祉法」に基づき、精神病院の管理者が本人の同意なくして入院させること。
オストメイトトイレ	オストメイト（人工肛門・人工膀胱を持つ人）の人は溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、腹部などの洗浄用具を設置しているトイレ。
帯広市健康生活支援審議会	市民、保健・医療・福祉の関係者および市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を、総合的・計画的に推進するための市長の附属機関。
帯広市障害福祉計画	障害者自立支援法に基づき、3年を一期とし障害福祉サービスの必要見込み量や確保の方策を規定する計画。
帯広市総合計画	帯広市が、将来にわたって発展するため、すすむべき目標やその実現に必要な主要施策を示し、まちづくりの総合的な指針となるもの。
帯広市地域自立支援協議会	帯広市が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置。
帯広市福祉環境整備要綱	帯広市の福祉の増進を図ることを目的に、多くの市民が利用する建築物などについて、誰でも容易に利用できるよう施設の構造及び設備に関する基準を定めたもの。
学習障害	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
官公需	国や市町村などの官公庁が、物品を購入したり、庁舎の清掃などの依頼や工事の発注をすること。
居住サポート事業	一般住宅への入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援すること。
グループホーム	障害福祉サービスの1つで、障害のある人が、アパートなどで一緒に暮らし、世話人から日常生活の手伝いを受けられることができるサービス。
ケアホーム	障害福祉サービスの1つで、障害のある人が、アパートなどで一緒に暮らし、世話人や生活支援員から、入浴やトイレ、食事などの日常生活の支援や介護を受けられることができるサービス。

用 語	解 説
ケアマネジメント	障害のある人の様々な課題に対して、目標や課題解決に至る道筋と方向性を明らかにし地域社会にある資源を活用して、利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスとそれを支えるシステム。
権利擁護	社会的弱者が、さまざまな局面で不利益を被ることの無いように、弁護あるいは擁護する制度の総称。
合理的配慮	障害を理由とした差別や不利益な扱いをしていない場合であっても、障害のある人に対して配慮が欠けたり、不十分だったことにより、結果的に不利益な扱いをしているのと同様の状況にならないようにすること。
国際シンボルマーク	障害のある人が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク。
心のバリアフリー	人々の意識にある「障害」や「障害のある人」に対する差別や偏見、理解不足、誤解などに起因する意識上の妨げ（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。
個別支援プログラム	障害のある人や家族を支援していくために、医療・保健・福祉・教育など様々な分野の関係者が支援会議を開き、共通の視点に立って連携をとりながら継続的に支援をしていくために作成する計画。
GPS 技術	人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。
児童保育センター	小学校1年生から3年生までの子どもを放課後や土曜日、春・夏・冬休みの期間など、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象としている。
自閉症	3歳位までに現れる、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。
社会資源マップ	障害のある人が安心して地域で暮らせるよう、その生活を支える福祉・医療・地域に関する情報や、バリアフリー施設の情報などをわかりやすくまとめた地図。

用 語	解 説
重症心身障害児(者)	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と定めている。
重度身体障害者	特に障害の程度の重い身体障害者をいう。重度の概念は必ずしも一定ではないが、一般的には身体障害者福祉法における障害等級 1 級・2 級に該当する障害のある人。
授産品	障害者支援施設等で、創作活動や訓練などの一環として作られた製品。
障害者基本計画	障害者基本法に基づき、国が障害者の福祉及び障害の予防に関する様々な施設を総合的に推進するための基本計画。
障害者権利条約	障害のある人の人権条約であり、日本では「障害者の権利に関する条約」と政府によって仮訳されている。
障害者雇用促進法	「障害者の雇用の促進に関する法律」の通称で、障害のある人の雇用義務に基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障害のある人の職業の安定を図ることを目的として制定された法律。
障害者支援施設等	指定障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所など障害のある人を支える事業所や施設の総称。
障害者週間	毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間を「障害者週間」として、広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める事業を行う期間。
障害者自立支援法	障害のある人(子ども)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。
情操	美しいものや優れたものに接して感動することや情感豊かな心。

用 語	解 説
ジョブコーチ	就職または職場への定着に際して課題がある障害のある人に対して、職場で安定して働くことができるように、事業所で障害のある人に一定期間付き添って、障害のある人や家族、事業者に対して支援を行う人を指すこと。
スキルアップ	技術を向上すること。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人を保護するための制度。
総合相談窓口システム	窓口業務において、的確・迅速な相談に応じるため、介護保険の認定者、高齢者、障害のある人のサービス利用情報などを共有する情報システムのこと。
相談支援事業者	北海道の指定を受けた事業者のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う。
措置入院	自傷他害の恐れのある精神障害者を、都道府県知事が医療および保護のために入院させること。
地域移行	入所施設から退所及び病院から退院し、地域に生活の場を移すこと。
地域活動支援センター	障害のある人が創作的活動または生産活動の機会を得、社会との交流の促進を図る「場」として、地域生活を実現し持続していくための社会資源。
地域支援システム	さまざまな職種や関係者がチームとなり地域に各種社会資源を開発し、障害のある人が地域で普通に暮らしていけるよう支えるトータルの仕組みのこと。
注意欠陥多動性障害	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすもの。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

用 語	解 説
認可保育所	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育すること。
ノーマライゼーション	障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。
ノーマライゼーション推進地区	ノーマライゼーション理念の定着を図ることを目的に、市内の大正地区、大空・南の森地区、東部地区、西帯広地区の4か所を推進地区に指定している。それぞれの地区で独自の取り組みを実施している。
発達障害	発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
発達障害啓発週間	2007年12月18日の国連総会で、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決まり、日本では、「世界自閉症啓発デー」に加え、4月2日～8日までを「発達障害啓発週間」として、関係団体や国、自治体が協力し、自閉症をはじめとする発達障害について広く啓発する活動を展開している。
発達障害者支援法	発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするなど、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
パブリックコメント	計画や条例など重要な政策などを市が決める際に、案の段階でその趣旨や内容などを市民に公表し、寄せられた意見などを踏まえて意思決定を行う一連の手続き。

用 語	解 説
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の円滑な移動等の促進に関する法律」の通称。障害のある人や高齢者が、円滑に移動できるような施策の実現をよりいっそう促進することが目的。
バリアフリー	障害のある人などが社会生活をしていく上で「バリア（障壁）となるものを「フリー（除く）」にするという意味で用いられ、障害のある人や高齢者などを取り巻く社会環境における物理的・制度的・文化・情報面、意識上の妨げなどを取り除くこと。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。働きたい人に就職先を紹介し、事業主には求人情報を掲載できるサービスを提供している公的な機関。
福祉ガイド	帯広市が、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた人などに配布する障害者福祉の総合情報冊子。福祉ガイドは「身体障害者編」「療育手帳関係編」の2冊がある。
福祉専門職	精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、社会福祉主事（任用資格）など、社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術をもって援助に当たる専門職のこと。
福祉的就労	障害などの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場には、授産施設や就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどがある。
福祉避難所	寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人がバリアフリー化された施設で安心して避難生活ができるよう、あらかじめ指定をしておく避難所のこと。
法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある人を雇用しなければならないとされている比率のこと。
補助犬	盲導犬（目が不自由な人の歩行をサポート）、介助犬（体が不自由な人の暮らしをサポート）、聴導犬（音を聞き分け、耳が不自由な人へ情報を伝え誘導する）の3つの総称。

用 語	解 説
補装具	障害のある人の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものなど。義肢、装具、車いすなど。
北海道障がい者条例	「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の通称で、障害があっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障害のある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的としている。
ボランティアセンター	ボランティアを求めるニーズの把握、ボランティアの確保と普及、社会資源開発など、ボランティア活動の活性化を図る推進機関として、都道府県や市区町村の社会福祉協議会に事務局が設置されている。
マディソンモデル	精神障害のある人が地域の中で普通に暮らしていけるように支えるトータルなシステムのこと。米国ウィスコンシン州デー郡で行われている精神保健地域ケアシステムでマディソン市での研究や実践によって発展したことによる呼称。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、都市や生活環境をデザインする考え方。
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
リハビリテーション	身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、自立した生活を送るためのあらゆるサービスが提供される社会を目指す考え方。
療育	障害をもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
療育手帳	知的障害児・知的障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳。都道府県知事が交付。